

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第6章 司法 (3)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (3)

憲法第七十九条 【 最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬 】

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員組う選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

語句説明

- ①員 数・・・人や物の数。特に、ある一定のわくが決まっている数をいう。
- ②国民の審査・・・その裁判官が適任であるかどうかを、国民が投票によって直接判断すること。
- ③退 官・・・官職をしりぞくこと。定年は最高裁判所で70歳、その他は65歳。
- ④報 酬・・・労働にむくいるために支払われる金銭。
- ⑤減 額・・・金額を減らすこと。

概要説明

最高裁判所の構成と、裁判官の国民審査、定年、報酬を規定しています。
最高裁判所は、内閣の指名に基づき天皇によって任命された最高裁判所長官及び、内閣の任命によって、天皇の認証を受けた14人の最高裁判所判事によって構成されます。15人全員で構成する大法廷（憲法問題や判例変更と伴うような重要な事件を取り扱う。）と、5人ずつで構成する三つの小法廷があります。
尚、最高裁判所裁判官の定年は70歳と規定されています（裁判所法第50条）。
2項では、国民審査を規定し、内閣が裁判官の人事権を濫用することを防止し、司法権に対して国民の意向が民主的に及ぶように規定しています。
国民審査の手続については、「最高裁判所裁判官国民審査法」によって規定しています。
6項では、報酬面からも裁判官の身分保障を図っています。詳細は「裁判官の報酬等に関する法律」に定められています。

憲法第八十条 【 下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬 】

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達したときには退官する。

- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

語句説明

- ①再 任・・・任期が満ちた後、続けてもう一度同じ官職に任命されること。

概要説明

最高裁判所裁判官以外の下級裁判所の裁判官について規定しています。
下級裁判所の裁判官とは、高等裁判所の長官、判事、判事補、簡易裁判所の判事のことを言います（裁判所法第5条2項）。
本条1項では、下級裁判所の裁判官の任期を10年と定めていますが、罷免の事由に順ずるような特段の事情がない限り再任されるのが普通です。
なお、定年は、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は65歳、簡易裁判所の裁判官は70歳と規定されています（裁判所法50条）。

[PDF版](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.